

王子動物園における自動販売機による飲料等販売業務の仕様書

1 設置場所・設置台数

神戸市立王子動物園（神戸市灘区王子町3-1）内

23台

詳細は、別紙3「王子動物園における自動販売機位置図」参照。

2 設置期間

2026年5月27日（水）から2027年5月26日（水）までとする。

設置期間は、協会及び事業者双方異議ないとときは、さらに1年間更新できるものとする。ただし、王子動物園再整備事業の進捗に伴い、一部の設置場所について1年末満の更新期間とし、契約を終了することがある。いずれの場合においても、その期限は2031年5月21日（水）とする。

なお、王子動物園再整備事業の期間中は、一部エリアが工事のため閉鎖されることはあっても、動物園が工事を理由として閉園することはない。

3 設置にあたっての条件

(1) 大きさ

入札実施要領別紙2に記載の寸法以下とする。

放熱スペース及び使用済み容器回収箱設置部分を考慮すること。また、商品補充やメンテナンスのための扉開閉等に、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をすること。設置時には、設置機種の届けを提出すること。

また、機種変更を行う場合も同様とする。

(2) 販売品目

販売品目は、清涼飲料水、乳酸菌飲料、乳及び乳製品のペットボトル、缶、紙パック、紙カップとする。なお、瓶製品は販売禁止とする。

(3) 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等を勘案して協会が適当と認めた価格とすること。

販売品目・価格を協会に届け承認を得ること。また、品目変更を行う場合も同様とする。

(4) ゴミ箱

一部の場所でバッカン等ゴミ箱のないところで指定した場所については、ゴミ箱を設置し管理すること。（別紙2 自販機売上実績及び入札等制約一覧参照）

(5) 自販機設置及び撤去

事業者の負担と責任で行うこと。

(6) 商品の補充、機械の保守管理、使用済み容器の回収等

衛生管理、在庫管理、商品補充、金銭管理及び機械故障時の対応等設置機械のオペレーション及び使用済み容器の回収・リサイクルはすべて事業者が対応すること。

(7) 故障時等の対応

自動販売機に表示する故障等の連絡先は、協会とするため、事業者の連絡先の表示は不要である。

故障等により、入園者が商品購入できなかった場合は、協会が一旦立て替えて入園者に商品相当額を支払う。この場合、協会は事業者に連絡するので、事業者は遅滞なく立替金相当額を協会に支払うこと。

(8) 環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された、【判断の基準】、【配慮事項】に沿った自動販売機を設置すること。

詳細は、神戸市ホームページの次の URL、199 ページ以降で閲覧できる。

グリーン購入法基本方針の特定調達品目及びその判断の基準等（案）

(9) 設置時の注意事項

① 関係機関への届出等

関係機関への届出・申請等が必要な場合は、事業者が行うこと。

ただし、動物園内に自動販売機を設置する神戸市への許可申請は協会が行う。

② 防犯対策

防犯に配慮したものを設置すること。

万一、盗難等事件が発生したときは、事業者は、その責任を負うとともに遅滞なく協会への連絡及び警察への届出を行うこと。

③ 転倒防止対策

「自動販売機の据付基準」（日本工業規格）、「自動販売機据付基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、地震の揺れ等に対する転倒防止対策を講じること。

④ 自動販売機の設置作業

事業者は原則として 2026 年 5 月 27 日（水）の休園日の午後の協会が指定した時間内に自動販売機を設置すること。なお、当日の午前中に現事業者の自動販売機撤去作業を予定している。

設置方法、作業日程など詳細については、事前に協会が指示した項目を順守し、設置作業を行うこと。

4 納付金及び経費の負担

(1) 納付金

納付金は、翌月の月末（当該期日が金融機関の休業日にあたるときは、直前の金融機関の営業日とする。）までに支払うこと。

納付金の金額は、入札金額（税抜）に、電気料金及び清掃協力金を加えた 7,000 円（税抜）に自動販売機の台数分を加算した金額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

設置月である 2026 年 5 月分については、31 日あたり 4 日分の日割りとし、当該納付金は 2026 年 6 月分の支払時に合わせて支払うものとする。

1 月の内 10 日以上連續して休園となった場合は、納付金について協議するものとする。

(2) 電気料金

電気料金は上記（1）の納付金に含まれるため子メーターの設置は不要である。

5 機種変更

設置後に生じた事情の変更又は売上状況等により、機種変更や販売品目の変更が必要な場合には、あらかじめ協会と協議を行ったうえ変更すること。

機種変更に要する費用は事業者が負担するものとする。

6 自動販売機撤去時の原状回復義務

契約期間満了又は契約解除等により自動販売機を撤去する際は、事業者の負担により原状に回復するものとする。

事業者が原状回復義務を履行しないとき、又は協会が必要と認めたときは、協会は事業者に代わって自動販売機の撤去又は原状回復を行い、これに要した費用を事業者に請求する。

7 報告事項

事業者は、毎月の報告書を作成し、各翌月 10 日までに shiryoukan1@kobe-park.or.jp あて提出すること（様式任意）。

報告内容は、自動販売機ごとの毎月の売上本数と売上金額、及び苦情等の件数とする。なお、毎月の売上実績については、次期飲料販売業務委託事業者選定において公開することがある。

8 その他

(1) 王子動物園の休園日は、水曜日（祝日、春休み、夏休みの一部、1月2日～4日を除く。）及び12月29日から翌年1月1日までである。なお、台風等の異常気象時、災害時及び感染症拡大時等には、休園日となることがある。

(2) 事業者は、搬入車両の走行ルート・走行制限について、協会の指示に従うこと。

搬入車両は、動物園の開園時刻（午前9時）までに退園すること。ただし、春休み、連休などの繁忙期は、開園時刻が早まることがあるので注意すること。

また、動物園営業時間中の搬入は、動物園管理事務所付近の来客用駐車場に車両を停め、園内は台車等によって行うこと。

春休み、ゴールデンウイークの超多客時には、動物科学資料館付近の駐車場に、搬入用の駐車スペースを確保し、台車等により営業時間中常時搬入することは可能である。

(3) 事業者は、協会及び動物園のイベント開催時に協会が依頼したときは、協力すること。

繁忙期は、品切れやトラブルに即対応できる体制を協会に届け確保すること。

(4) 事業者は、必ず設置場所の現地確認を行うこと。

現地不確認による責任はすべて事業者が負うものとする。

(5) 自動販売機周辺の工事等により、設置場所が近隣へ移転することがある。また、一時的に自動販売機の移転や休止を依頼することがある。

(6) 現在の飲料販売業務の委託事業者は、2023年3月実施の入札の結果、23台すべてを1社で対応している。

9 当事業に関するリスク分担は下表のとおりとする。

種類	内 容	リスク分担	
		協会	事業者
1 法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
2 税制等の変更	消費税及び消費税、法人税以外で本事業にかかる新税の成立などを除く。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
3 物価・金利の変動		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
4 需要の変動		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
5 事故発生	事業者の責めに帰すべき事由によるもの	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	施設・設備の設置の瑕疵によるもの	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上記以外の理由によるもの	協議による	
6 施設・設備の	事業者の故意・過失によるもの	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

損傷	施設・設備の設置の瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
7 利用者対応	事業実施に関するもの		○
	施設・設備の設置の瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
8 第三者対応		上記5・6・7 分類による	
9 事業の変更・ 休止・中止	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	協会の責めに帰すべき事由によるもの	○	
10	上記に定めるもののほか不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・ 落盤・火災・争乱・暴動その他の市又は事業者のいずれの責めに も帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク	協議による※2	
11	業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期 事業者に引き継ぐ場合とも）		○

※1 事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠っていた場合は、事業者の責任となる。

※2 事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとに判断するが、第
一次的責任は事業者が負うものとする。

事業者は被害が最小となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、ただちに協会に報
告しなければならない。